平成２３年（フ）第４５号
福島県いわき市内郷高坂町１丁目65番地の５
債務者　渡邉　照雄
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　一将
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７０号
福島県いわき市内郷高坂町１丁目65番地の５
債務者　渡邉　一雄
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　一将
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５１号
三重県伊賀市西高倉4988番地の51、前住所三重県伊賀市西高倉4988番地の172
債務者　杉山　　忠
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５２号
三重県伊賀市西高倉4988番地の51
債務者　杉山　　弘
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３８２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6881番地の11
債務者　淺利　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　根石　英行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３号
秋田市泉中央５丁目９番16号
債務者　松浦　美香
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８号
兵庫県川西市中央町16番８号201
債務者　榎本　吉宏
１　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井希千与
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４８３号
兵庫県西宮市甲陽園日之出町２番26―101号、前住所兵庫県西宮市高塚町２番22―608号
債務者　髙島麻里子（旧姓堀尾）
１　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　志帆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市北大物町16番52号
債務者　Ｂｌａｎｃ＋Ｐｌｕｓこと　竹原　哲也
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番10―413号
債務者　中井　浩二
１　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１７０号
名古屋市中村区則武１丁目７番13号　Ｔ’ｓＤＲＥＡＭ502号
債務者　奥村　政晴
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鴨下沙登子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午後３時50分
５　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２号
兵庫県西宮市甲東園２丁目３番14号、前住所神戸市兵庫区御崎本町１丁目１番６―608号
債務者　疋田　克樹
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東須恵3073番地、従前の住所同市大字船木1643番地17
債務者　伊藤　明彦
１　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　久典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４３３号
兵庫県西宮市甲子園口北町22番14―301号
債務者　生見　和夫
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　　純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２号
北海道川上郡弟子屈町摩周１丁目１番１号
債務者　安久津法宏
１　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田庸央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２６２号
和歌山県橋本市高野口町応其100、住民票上の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字宮本477番地
債務者　玉置　喜久
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　佳史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４４号
秋田県雄勝郡羽後町林崎字五林坂７番地
債務者　和賀　力雄
１　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
秋田地方裁判所横手支部